

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月18日		
条例の題名	三重県卸売市場条例	公布日	平成12年3月24日		
条例番号	平成12年三重県条例第20号	直近改正日	平成24年3月27日		
所管部局課	農林水産部農産物安全課	電話番号	059-224-2497		
条例の概要	卸売市場法の規定に基づき地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務並びに三重県卸売市場審議会の設置等について必要な事項を定めるとともに、小規模卸売市場の開設等について必要な事項を定めるものである。	条例の類型	規制型 法執行型		
視点	項目	回答	検討内容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	卸売市場法第55条に基づき、条例で定めることが必要である。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方卸売市場の開設については、卸売市場法第55条に基づき、条例での規定が必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	条例の目的実現のために最低限の規定が必要である。		
適法性	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	地方卸売市場の開設については、卸売市場法第55条に基づき、条例での規定が必要である。		
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	卸売市場法第55条に基づき、条例で定めることが必要である。		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	卸売市場法第55条に基づき、必要な事項を条例で定めており、一部でも規定を廃止した場合は運用に支障が生じる。		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	卸売市場法第55条に基づき、必要な事項を条例で定めており、一部でも規定を廃止した場合は運用に支障が生じる。		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	納付される手数料は、事務処理費用として使用され、かつ事務に関しては卸売市場法に基づいて実施しているものであることから適正である。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	卸売市場の開設及び卸売業務の許可のために手数料の徴収を行うものであり、限定的ではあるものの、目的達成のために公益上の必要が認められる。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	卸売市場の開設及び卸売業務の許可のために手数料の徴収を行うものであり、限定的ではあるものの、目的達成のために公益上の必要が認められる。		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条例の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、かつ、条例の目的に適合したものであるため、改正の必要がないと考える。		無	無